

# 令和6年度第3回大田区子ども・子育て会議（議事要旨）

日時：令和6年11月1日 午後1時30分～午後3時

会場：大田区役所本庁舎11階 第五・六委員会室

出席委員：澁谷会長、森委員、小林委員、加藤委員、斎藤委員、内山委員、石丸委員、石垣委員、森谷委員、田尻委員、岡元委員、押見委員 12名

区側出席：森岡こども家庭部長、酒井こども家庭支援担当部長、長沼子育て支援課長、青木子育て支援事業調整担当課長、松尾こども家庭支援センター所長、山本こども家庭総合支援センター開設準備室長、澤蒲田こども家庭センター長、柳沢保育サービス課長、齋藤保育サービス推進担当課長、神谷こども家庭部副参事（子育て施設基盤整備担当）、鈴木教育総務課長、11名

## 1 開会

### 【澁谷会長】

現在、自治体においては第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等の策定作業を進めている。児童福祉法等の改正に伴い新たに法定事業に位置付けられた事業に関する考え方が国から示されたところである。国からの通知などを受けて、計画の修正作業が生じており、事務局においては調整等を行っているところかと思う。新規事業の対応に関する修正作業なども同時で行っているところであるが、委員の皆様においては、より区の実態に即した計画とするため子ども・子育て支援にかかわる自らの見地から活発なご意見をいただきたい。

### 【森岡こども家庭部長】

委員の皆様においては、お忙しい中、子ども・子育て会議にご出席いただき感謝申し上げます。10月18日の会議に引き続き、令和7年度を始期とする次期こども未来計画と児童館構想についてご議論いただきたい。委員の皆様からの意見をいただくことにより、より良い計画にブラッシュアップしていきたいと考えている。簡単ではあるが、以上をあいさつとさせていただきます。

## 2 議事

### （1）特定教育・保育施設の開設に係る意見聴取（幼稚園）

#### 【鈴木教育総務課長】

資料4-1、2により説明

<主な質疑・意見>

【齋藤委員】

子ども・子育て支援法上の幼稚園として開設するにあたり、認可定員と異なる利用定員が設定されているが理由等はあるのか。

【鈴木教育総務課長】

子ども・子育て支援法への移行にあたっての利用定員の設定は、移行前の認可定員とすることを基本としているが、園の実態に即した利用定員を定めることを認めている。移行する「こひつじ幼稚園」の令和4年度の利用実績は53人、令和5年度が50人、令和6年度現在が58人である。直近3か年の利用者実績を鑑みて定員を60人とする旨を確認している。

【齋藤委員】

全体の定員を60人とすることは理解したが、定員の内訳はどのように設定するのか。

【鈴木教育総務課長】

特定の年齢だけを減員するのではなく、定員は各年齢とも20名とする。また現在の該当園の在籍児童は3歳が15名、4歳が20名、5歳が20名である。

【押見委員】

保育園は基準等の遵守が求められるため定員を超えて、お子さんを受けることが基本的にはできないと聞いている。幼稚園においても、子ども・子育て支援法に基づく施設に移行するとそのような制約が強まるのか。

【鈴木教育総務課長】

お見込みのとおりである。定員のお子さんに対し職員の配置基準等が定められているため、設定した定員を超えての利用はできない。

【押見委員】

実績をお聞きすると幼稚園の入園者希望者は減少基調であるようだが、実績に対して設定した定員数が少ないのではないかと懸念される。今後、幼稚園の入園希望者が増えて利用できない事態が起きないかと懸念される。

【鈴木教育総務課長】

実績に対する定員の設定については、区側からも助言をしたが、利用定員の最終的な決定については幼稚園側で60名と決定した。

【澁谷会長】

委員からご質問があったように幼稚園を利用したいと考える保護者の方は必ずいる。定員の設定の際は区全体の需給関係も鑑みたく進めていただきたい。

## (2) こども未来計画（素案）について

### 【山本子ども家庭総合支援センター開設準備室長、事務局】

資料5-2～3により説明

#### <主な質疑・意見>

##### 【澁谷会長】

資料5-2及び5-3について説明があった。次期計画における主な論点と前回会議における意見対応については後程説明を行うとのことである。区側から説明があった範囲についてご質問やご意見があればお願いしたい。

##### 【石丸委員】

資料5-3の第5章において新たに、産後ケア事業が追加されたが、具体的な量の見込み等が記載されていない。令和7年度からの量の見込み等については、いつごろ掲載されるのか。

##### 【事務局】

今回の会議の中で意見をいただくとともに、委員の皆様には11月8日までメール等でご意見いただく期間を設けている。いただいたご意見を踏まえた上で、11月15日に改めて素案をお送りする予定であるが、その時点の資料で掲載できるよう調整を進めている。

##### 【内山委員】

子ども家庭支援センターの所管はこども家庭部と理解しているが、区内4か所に新たに設置された「こども家庭センター」を所管する部は健康政策部となるのか。

##### 【山本子ども家庭総合支援センター開設準備室長】

「こども家庭センター」はこども家庭部が所管している。こども部内に設定されたメリットを活かし、2センターが連携して運営を行っている。

##### 【田尻委員】

区の相談窓口が充実していくことは良い方向性であると考えているが、区民からするとどういった段階でどこに相談したらよいか分かりにくい。先ほど、相談内容の深刻度により役割分担がなされている旨の説明があったが、相談内容の深刻度は区民側では判断できないのではないかと。一般的な子育て相談をしたいと保護者の方が考えたときに、どこに相談すればよいか分かりにくい。

子育てに関する支援や支援機関が対象者や支援内容などにより多岐にわたるため、一度どこかに相談しても、相談者の状況やこどもの年齢が変わると相談したい内容も対象となる支援機関も変わってくる。多様な支援が求められており様々な支援機関等を設置せざるを得ないこと事情は理解できるが、相談者側に伴走し、支援の案内や調整など全体をプランニングする介護保険のケアマネジャーのような役割が必要なのではと感じる。支援方法や相談先を保護者だけで探すことが難しい状態になっている。

**【山本子ども家庭総合支援センター開設準備室長】**

区として区民の方が、支援機関や相談先が分かりやすいよう体制の整備や周知を進めていく。以前はこどもに関する総合的な相談窓口が大森のみであったが、10月よりこども家庭センターが区内4地域に開設されたことで、相談先がより身近なものになったと認識している。一義的な相談については、お近くの「こども家庭センター」にご相談いただきたいと思います。

**【澁谷会長】**

高齢者分野においてはワンストップで対応できるよう高齢者包括支援センターが設置されている。こども施策については多岐にわたり、区で実施する事業全体を把握するだけでも困難な状況である。区民目線での支援というのは、従前の会議からも出ている継続的な意見である。事務局においては十分にご検討いただきたい。

**【森副会長】**

相談支援として国においては利用者支援事業を実施していると認識している。先ほどの説明で区内に「基本型」と「こども家庭センター型」の利用者支援事業を実施していくと説明があったが、役割分担などについて詳細をお聞きしたい。類型が様々あるが、区民からするとどこに相談しても安心できる相談窓口となっているのか。

**【事務局】**

利用者支援事業の主目的ではどちらの事業も相談支援を行う事業である。「基本型」は子育て支援事業を円滑に利用できるよう支援をする事業である。一方、「こども家庭センター型」は、以前は「母子保健型」という名称で地域健康課において実施していた事業の後継事業にあたる。母子保健機能と児童福祉機能が連携して相談支援を行う事業である。

**【澁谷会長】**

国の説明では、「基本型」のうち地域子育て相談機関については、こども家庭センターだけでは対応しきれない内容を、より地域に近い場所で、こども家庭センターの手先となり支援する機関と説明している。区内に種々ある相談機関の連携により本当に切れ目なく支援できているか。また利用者にとって安心したものになっているかなど、体制を整備するにあたっては会議委員からこのような意見があったことを踏まえて体制整備を進めていただきたい。

**【岡元委員】**

産後ケア事業については、法改正等により第5章の子ども・子育て支援事業計画に掲載することとなった旨の説明が事務局よりあったが、第4章に掲載されている産後ケア事業とは別事業として取り扱っているのか。

**【事務局】**

事業内容は同一である。第4章部分は次世代育成対策推進法の行動計画として掲載している。産後ケ

ア事業は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業に位置付けられ、当該事業は計画期間中の需給計画を区で策定しなければならないため、第5章部分の「子ども・子育て支援事業計画」においても掲載している。

**【長沼子育て支援課長】**

資料5-1、5-4により説明

<主な質疑・意見>

**【森副会長】**

資料5-1において個別目標、アウトプット及びアウトカムなど複数の目標に関する用語が使われている。詳細な用語定義では差異があるのかと思うが、目標や効果などを指している。区としてどのように定義しているのか、ご教示いただきたい。

**【長沼子育て支援課長】**

アウトカムについては事業の実績値だけで評価するのではなく、当該事業の結果どのような環境変化が生じたかを評価するという認識で使用している。現行計画の成果指標は事業の実績値を評価するアウトプット型の目標設定としていたが、次期計画では効果測定を行う目標設定にしたいと考えている。

また目標の設定にあたり、他区におけるこども関連計画の設定を確認したところ具体的な目標値を設定しない自治体も多かった。しかし区としては目標を設定することで、目指すべき方向性の進捗を図ることができるため、次期計画においても目標値の設定をしたいと考え、資料5-1のとおりお示した次第である。

**【森副会長】**

現行計画の体系では15の個別目標ごとに指標が設定されていたが、次期計画においても個別目標毎に目標値を設定するのか。それとも現行計画とは異なる視点で目標値等を設定するのか。

**【長沼子育て支援課長】**

後者での設定を想定している。次期計画第4章において「計画における重点ポイント」を定めているが、当該重点ポイントごとに目標を設定したいと考えている。現行計画では個別目標に掲載されている特定の施策の実績により個別目標の評価を行っていたが、1施策の実績だけで上位の個別目標を評価することは難しいと判断した。

**【内山委員】**

資料5-1「次期計画における対応」の「こどもへの支援」「子育て家庭への支援」について、目標値を毎日の生活が楽しいと回答した区民の割合を「95%」に設定している。数値だけで考えると95%は高い水準であるが、100人のうち5人のこともが楽しくないと感じているのであれば看過できないのではないか。95%と定めた根拠などがあれば、ご教示いただきたい。

**【長沼子育て支援課長】**

95%という目標値は、現状値の約90%よりも割合を増やしたいという認識から設定した数値である。現状値においても90%を超える高水準であるため、現状よりも割合を高めたいということで設定した。

**【澁谷会長】**

目標値の設定については、受け手により、いろいろな受け取り方がある。目標設定をどの項目でどのように評価することが、計画を正しく評価できるのかは難しい論点であるが、事務局として委員の意見を踏まえて検討いただきたい。

パブリックコメントも今後あるため、委員の皆様においては、お気づきの点があれば、11月8日までに事務局に連絡をしていただきたい。

(3) こどもの居場所づくり検討部会の報告について

**【青木子育て支援事業調整担当課長】**

資料6により説明

<主な質疑・意見>

**【森副会長】**

児童館は現状、区内に45施設あるが、最終的な目標では児童館が28館となっている。廃止等も検討しているのか。また残置する館数の根拠は、中学校区に1か所程度という考え方によるものか。

**【青木子育て支援事業調整担当課長】**

平成28年度に区において方針決定を行った「児童館のあり方について」において、国の整備方針に従い概ね中学校区に1か所配置としている。また残置する児童館は28か所とセンター機能型の児童館を含めて29か所を想定している。

「児童館のあり方について」において、学童保育は学校内で実施することも定めているが、学童需要が増加しており依然として児童館においても学童保育を実施している現状がある。

**【森副会長】**

少子化の進展などにより児童館の廃止などは致し方ない点もあると思うが、学童保育を利用したいと考える保護者は増えているように感じる。学童保育を利用したいと希望する方が困らない計画としていただきたい。

**【青木子育て支援事業調整担当課長】**

学童保育需要に対応するため、定員の拡充に努めており5年前と比較し635人の拡充を図っている。一方で希望者も約800人増加しており、需要を受け止めるために、さらなる整備が必要な状況が続いている。

以上